

大阪公立大学学内保育園 2 施設運営業務委託の契約に係る総合評価一般競争入札（郵便方式）実施要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、公立大学法人大阪（以下「法人」という。）が郵便方式により行う大阪公立大学学内保育園 2 施設運営業務委託の契約に係る総合評価一般競争入札（以下、「郵便方式総合評価一般競争入札」という。）において、関係業者の入札参加意欲及び受注意欲を反映するとともに、談合根絶・不祥事防止を目指し、さらなる客観性・競争性、公平性、透明性の向上を図るため、公立大学法人大阪契約事務取扱規程第 11 条の規定に基づく総合評価一般競争入札を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（総合評価一般競争入札）

第 2 条 公立大学法人大阪契約事務取扱規程第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、大阪公立大学学内保育園 2 施設運営業務委託にとって最適な者を選定するため、入札金額の評価と当該業務委託に関する提案書等の内容を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札を行う。落札者決定基準は別に定める。

（入札案件の公告及びその方法）

第 3 条 理事長は、入札に関する情報を公告する。

2 前項の公告の方法は、理事長がインターネットの利用により入札説明書を掲載することにより行う。ただし、天災その他やむを得ない事情でインターネットの利用によることができないときは、法人の掲示板に掲示してその掲載に代えることができる。

（公告する事項）

第 4 条 入札案件の公告する内容は、公立大学法人大阪契約事務取扱規程第 3 条第 1 項の規定による。

（入札の参加）

第 5 条 郵便方式総合評価一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加申請をしなければならない。

（入札参加申請の要件）

第 6 条 郵便方式総合評価一般競争入札の参加申請を行える者の要件は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 大阪府物品・委託役務関係入札参加資格者名簿に登載されていること
- (2) 郵便方式総合評価一般競争入札の参加申請の日において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること

- ア 公立大学法人大阪入札参加停止要綱（以下「停止要綱」という。）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置若しくは大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者。又は大阪府若しくは大阪市の同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
 - ウ 公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当する者
- (3) 前各号に定めるほか、入札案件ごとに定める条件を満たすこと。

(入札参加申請の方法)

第7条 郵便方式総合評価一般競争入札の参加申請の方法は、入札公告で示す所定の総合評価一般競争入札（郵便方式）参加申請書（以下「郵便方式総合評価一般競争入札参加申請書」という。）を公立大学法人大阪ホームページからダウンロードし、必要事項を記載し、入札公告において示した日時までに提出場所へ持参又は郵送することにより行う。なお、郵送する場合は、必ず「一般書留」又は「簡易書留」のどちらかの方法によるものとする。

- 2 前項により入札参加申請した者が、入札参加申請の取消しを行なう場合は、入札参加辞退(申請取下げ)届を、郵便方式総合評価一般競争入札参加申請書を提出した場所まで持参又は郵送により提出することにより行うことができる。なお、入札参加申請の取消しができる期間は、入札参加申請の日から入札日までとする。

(入札参加資格の確認通知)

第8条 理事長は、第5条による入札参加申請をした者が第6条の入札参加申請の要件を具備しているかを確認し、当該要件を具備している者に入札参加資格確認通知書を発行する。なお、当該要件を具備していない者には、参加できない理由を付して通知するものとする。

(入札参加資格がないと認められた者の理由の説明の要求に対する取り扱い)

第8条の2 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、前条の規定による通知をした日の翌日から起算して3日以内（土・日・祝日を除く。）に法人に対して、入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。
- (2) 入札参加資格がないと認められた者が説明を求める場合は、入札参加資格確認通知書に対する説明要求書（以下「説明要求書」という。）により行うものとする。
- (3) 説明を求められたときは、原則として、説明要求書の提出があった日から7日以内（土・日・祝日を除く。）に説明を求めた者に対し書面により回答するものとする。

(4) 説明を求めた者に参加資格があると認める場合には、当該入札参加資格確認通知書を取り消し、前号に規定する回答を併せて、改めて入札参加資格が有効である旨の通知を行うものとする。

(入札参加の要件)

第9条 郵便方式総合評価一般競争入札に参加する者の要件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前条の入札参加資格確認通知書を受けた者であること。
- (2) 郵便方式総合評価一般競争入札の参加申請を完了した日から落札決定の日までの期間に、停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 郵便方式総合評価一般競争入札の参加申請を完了した日から落札決定の日までの期間に、大阪府物品・委託役務関係入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置又は大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 郵便方式総合評価一般競争入札の参加申請を完了した日から落札決定の日までの期間に、公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当しない者であること。

(質問の方法)

第10条 公告の内容に質問がある場合は、指定された期間内に仕様書等に対する質問書を提出することができる。

- 2 仕様書等に対する質問書は、案件ごとに提出するものとする。なお、質問書は、電子メールにより受付するものとし、それ以外によることは認めない。電子メールの送付先は、入札公告に記載し、公表する。
- 3 前項の質問書の提出があった場合は、その質問を取りまとめて回答することとし、回答は公立大学法人大阪ホームページに掲載する。

(入札方法)

第11条 入札は入札公告に示す大阪公立大学学内保育園2施設運營業務委託の契約に係る総合評価一般競争入札（郵便方式）入札心得（以下「郵便方式総合評価一般競争入札心得」という。）に基づき実施する。

- 2 前項に規定する郵便方式総合評価一般競争入札心得の定め以外に必要な事項を定める必要があるときは、第4条により公告する事項において明らかにするものとする。

(入札の保留、延期または取り止め)

第12条 入札執行の前又は執行中に、次の各号のいずれかの事由が生じ入札の執行が困難又は執行すべきでないと思われるときは、入札の執行を保留、延期又は取り止める（以下「保留等」という。）ことができるものとする。

- (1) 天災地変等により郵便不着、遅延等の事由が発生したとき。
- (2) 入札の執行を保留等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する有力

な証拠をもって通報されたとき。

- (3) その他、法人がやむを得ない事由により入札の執行を保留等とすべきと判断したとき。

(調査の実施)

第12条の2 前条第1項第2号の規定により、入札を保留等にしたときは、必要に応じて調査を行うものとする。

- 2 前項の調査を実施することとなった場合、入札参加者は調査に協力しなければならない旨、入札説明書に明記するものとする。

(入札保証金)

第13条 入札保証金は、公立大学法人大阪契約事務取扱規程第4条により見積もる金額の100分の2以上とする。ただし同規程第5条に該当する場合は免除とする。

(入札参加資格の取り消し等)

第14条 郵便方式総合評価一般競争入札参加申請書に虚偽の記載をした者は、公告した入札案件への参加資格を取り消すものとする。また、郵便方式総合評価一般競争入札参加申請書に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

- 2 前項において、入札参加資格の取消しを受けた者又は無効の入札を行った者は、停止要綱に基づき入札参加停止を行う場合がある。

(入札参加申請書等における費用負担)

第15条 郵便方式総合評価一般競争入札参加申請書、入札書の作成並びに提出に要する費用及び仕様書、入札書等の取得に要する費用等は、申請者又は閲覧者の負担とする。なお、第12条により、入札の保留等となった場合も同様の扱いとする。

(開札結果及び入札結果の公表)

第16条 開札後、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者がいる場合は、速やかに開札結果を公表し、落札者決定後、入札結果及び審査結果を公表する。入札結果の公表に関する基準については、別に定める。

(その他)

第17条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱の定めにより難しいときは、入札案件ごとに定めることができる。